

第6期行田市障がい福祉計画 第2期行田市障がい児福祉計画

～第5期行田市障がい福祉計画及び第1期行田市障がい児福祉計画の見直し～



令和3年3月

行 田 市

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
第1節 計画の見直しの背景と趣旨	1
第2節 計画の対象	1
第3節 計画の見直しの視点	1
第4節 計画の位置付けと計画の見直しの期間	2
第5節 計画の見直しの体制	2
第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況	3
第1節 近年の障がい福祉施策の動向	3
第2節 地域の現状	4
第3節 障がいのある人の状況	6
第3章 計画の見直しの基本的考え方と施策の展開	13
第1節 計画の見直しの基本的考え方	13
第2節 施策の展開（福祉サービスの充実）	15
第3節 計画の進行管理	38

- 本計画における「障害」の表記については、前計画を踏襲し、法律名や法令等に基づく制度や施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適切な場合を除き、「障がい」としています。

第1章 計画の見直しにあたって

第1節 計画の見直しの背景と趣旨

現行の「第4期行田市障がい者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づき、本市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものとして、平成29年度に策定されたものです。また、この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を併せ持った計画です。

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間ですが、そのうち「第5期行田市障がい福祉計画」および「第1期行田市障がい児福祉計画」の部分については、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間について定め、平成32（2020）年度中に見直し作業を行うこととされていました。

今回の計画の見直しについては、「第4期行田市障がい者計画」のうち「第5期行田市障がい福祉計画」および「第1期行田市障がい児福祉計画」の部分について見直し作業を行い、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間について「第6期行田市障がい福祉計画」および「第2期行田市障がい児福祉計画」とするものです。

第2節 計画の対象

計画の対象となる「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1項に定義された、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害や難病により生活上の支障がある人も含みます。

また、障がいのある人・ない人が分け隔てなくともに生きる「共生社会」を目指した計画であり、全ての市民が計画の当事者となるものです。

第3節 計画の見直しの視点

今回の計画の見直しでは、近年の障がい者等に関する動向と、厚生労働省が告示する「基本指針」並びに埼玉県が示す「第6期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」を踏まえています。

第4節 計画の位置付けと計画の見直しの期間

平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とする「第4期行田市障がい者計画」のうち、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間を定めた「第5期障がい福祉計画」および「第1期障がい児福祉計画」の部分について見直し作業を行い、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間について、それぞれ「第6期障がい福祉計画」および「第2期障がい児福祉計画」とするものです。

	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
行田市障がい者計画	第4期					
障がい福祉計画	第5期			第6期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期		

第5節 計画の見直しの体制

今回の計画の見直しについては、障がいのある人のみならず、計画の当事者である全ての市民のご意見を適切に計画に反映させるため、以下の体制で計画の見直しにあたりました。

- 行田市障がい者計画進行管理委員会による計画の見直しの審議
- 第6期行田市障がい福祉計画（案）、第2期行田市障がい児福祉計画（案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施

第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況

第1節 近年の障がい福祉施策の動向

平成30年3月第5期行田市障がい福祉計画、第1期行田市障がい児福祉計画の策定以降の障がい福祉施策の動向は以下のとおりです。

令和3年4月には社会福祉法の改正とバリアフリー法の改正が施行されることとなっております。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成30年4月）

障害者文化芸術活動推進法の施行（平成30年6月）

読書バリアフリー法の施行（令和元年6月）

成育基本法の施行（令和元年12月）

障害者雇用促進法の改正（令和2年4月）

埼玉県ケアラー支援条例の施行（令和2年3月）

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年（平成27年）9月に国連で採択された、2030年までに持続可能でより良い社会を目指す国際社会の共通目標のこと。

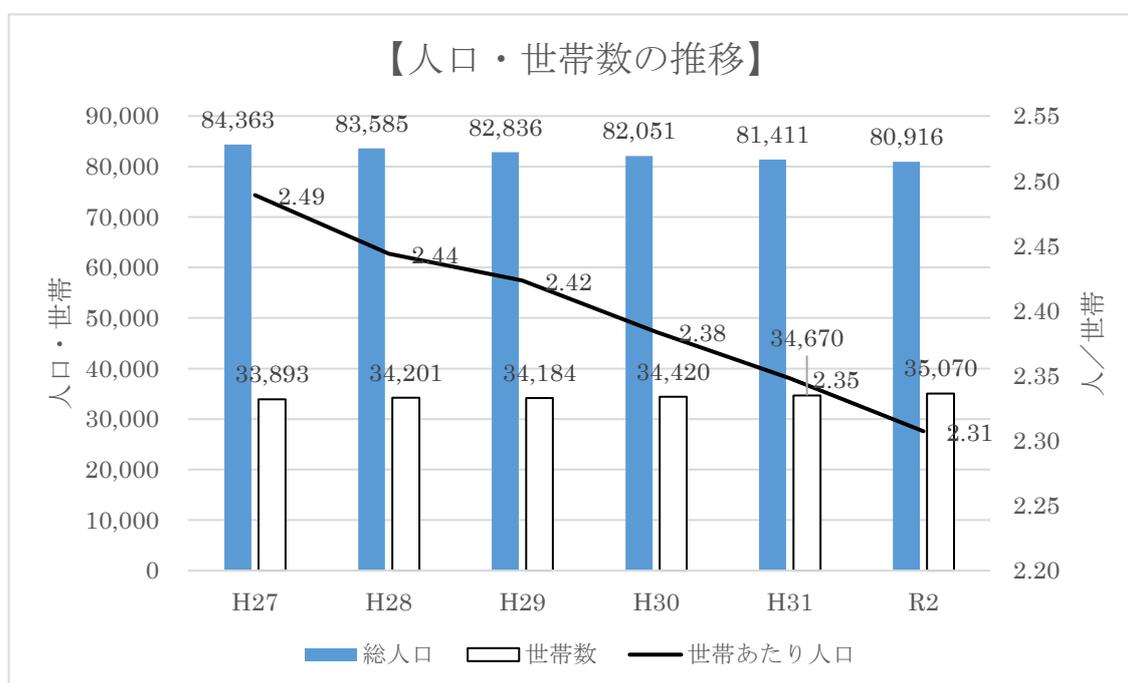
「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向け17の共通目標を掲げており、目標3の「あらゆる年齢の「すべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」など本計画とも深い関連があります。

第2節 地域の現状

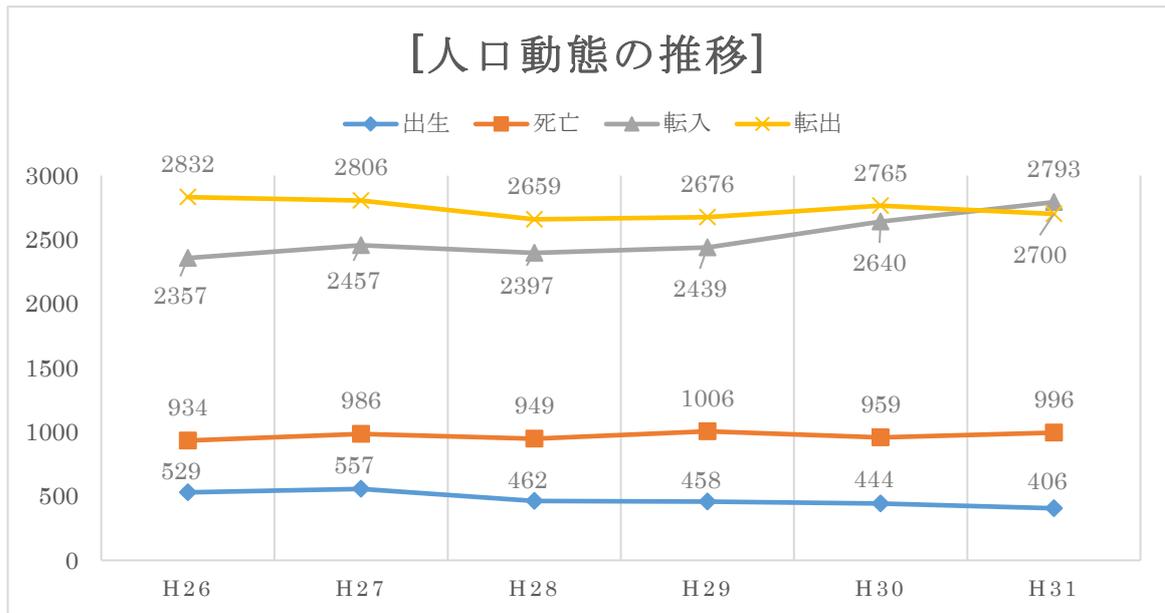
(1) 人口・世帯の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年には80,916人と平成27年からの5年間で3,447人、約4.1%減少しました。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和2年には35,070世帯と5年間で1,177世帯増加しました。この結果、令和2年における世帯あたりの人口は2.31人となり、5年間で0.18人減少しました。

また、人口動態の推移をみると、ここ5年間、出生数と死亡数の差である自然増減は減少していますが、転入数と転出数の差である社会増減は平成31年（令和元年）に増加に転じています。



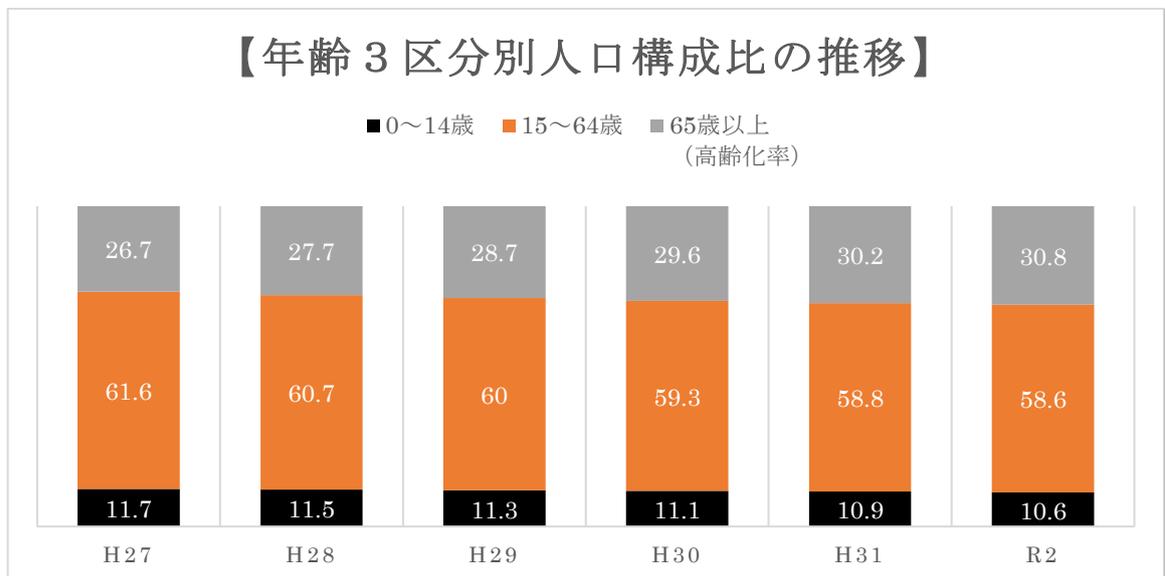
資料：市民課（住民基本台帳各年1月1日時点）



資料：市民課（住民基本台帳各年 1 月 1 日時点）

(2) 年齢構成

本市の年齢 3 区分別人口構成比の推移をみると、65 歳以上の構成比（高齢化率）が令和 2 年には 30.8%と平成 27 年からの 5 年間で 4.1 ポイント増加する一方、15～64 歳の生産年齢人口は 3.0 ポイント、0～14 歳の年少人口は 1.1 ポイントそれぞれ減少しました。



資料：市民課（住民基本台帳各年 1 月 1 日時点）

第3節 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

本市の令和2年9月末時点での身体障害者手帳所持者数は2,494人で、1級が最も多く861人(34.5%)、次いで4級が605人(24.3%)を占めています。

平成27年からの5年間の推移をみると、合計では183人(6.8%)減少となっており、各等級についても減少傾向となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	等級						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
平成27年	917	432	446	614	143	125	2,677
平成28年	910	426	424	598	140	135	2,633
平成29年	891	406	419	592	133	136	2,577
平成30年	861	372	404	615	135	136	2,523
令和元年	855	357	422	611	139	126	2,510
令和2年	861	346	418	605	138	126	2,494

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

障がいの種別でみると、平成27年以降の各年とも、肢体不自由が最も多く、令和2年は1,263人で50.6%を占め、次いで内部障害が818人で32.8%となっています。

平成27年からの5年間の推移をみると、音声・言語障害が3人(8.3%)増加となっているのに対し、肢体不自由、内部障害については減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	種別					合計
	視覚障害	聴覚平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	
平成27年	175	206	36	1,438	822	2,677
平成28年	165	219	36	1,392	821	2,633
平成29年	156	216	34	1,363	808	2,577
平成30年	161	212	35	1,307	803	2,523
令和元年	163	211	37	1,278	821	2,510
令和2年	168	206	39	1,263	818	2,494

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

年代別にみると、令和2年では65歳以上が1,838人(73.7%)、40～64歳が518人(20.8%)で、39歳以下は138人(5.5%)となっています。

平成27年からの5年間の推移をみると、全ての年代で減少傾向となっています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	年代				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成27年	44	128	610	1,895	2,677
平成28年	46	120	586	1,881	2,633
平成29年	42	117	566	1,852	2,577
平成30年	41	113	531	1,838	2,523
令和元年	36	107	527	1,840	2,510
令和2年	35	103	518	1,838	2,494

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

令和2年9月末時点での等級別年代別では、各級とも65歳以上が最も多く、また、いずれの年代も1級が最も多くなっていますが、各年代で1級が占める割合は、65歳以上では32.2%、40～64歳では39.2%、18～39歳では45.6%、18歳未満では54.3%と、年代が低いほど、高くなっています。

■等級別年代別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

	等級						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
18歳未満	19	6	4	4	1	1	35
18～39歳	47	26	9	16	4	1	103
40～64歳	203	73	75	104	31	32	518
65歳以上	592	241	330	481	102	92	1,838
合計	861	346	418	605	138	126	2,494

資料：福祉課（令和2年9月末時点）

令和2年9月末時点での障害種別年代別では、いずれの障害も65歳以上が最も多くなっています。

また、いずれの年代も肢体不自由が最も多くなっていますが、各年代で肢体不自由が占める割合は、40～64歳と65歳以上では50%程度であるのに対し、18～39歳では59.2%、18歳以下では57.1%と、年代が低いほど、高くなっています。

■障害種別年代別身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

	種別					合計
	視覚障害	聴覚平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	
18歳未満	4	6	0	20	5	35
18～39歳	3	9	2	61	28	103
40～64歳	39	35	10	263	171	518
65歳以上	122	156	27	919	614	1,838
合計	168	206	39	1,263	818	2,494

資料：福祉課（令和2年9月末時点）

(2) 療育手帳所持者

本市の令和2年9月末時点での療育手帳所持者数は651人で、区分ではBが最も多く199人(30.6%)、次いでCが170人(26.1%)、Aが146人(22.4%)、④が136人(20.9%)となっています。

平成27年からの5年間の推移をみると、合計では74人(12.8%)増加となっています。区分ではCの増加(56人、49.1%)が大きくなっています。

■区分別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	区分				
	④	A	B	C	合計
平成27年	131	145	187	114	577
平成28年	134	145	183	123	585
平成29年	133	141	183	136	593
平成30年	135	142	198	158	633
令和元年	137	147	197	166	647
令和2年	136	146	199	170	651

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

年代別にみると、平成27年以降の各年とも、18～39歳が最も多く、令和2年は219人で33.6%を占めていますが、平成27年からの5年間の推移をみると、18歳未満の40人(29.9%)と40～64歳の31人(17.8%)の増加が大きくなっています。

■年代別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	年代				合計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	
平成27年	134	217	174	52	577
平成28年	147	214	175	49	585
平成29年	151	214	181	47	593
平成30年	174	216	195	48	633
令和元年	178	215	203	51	647
令和2年	174	219	205	53	651

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

区分別年代別にみると、区分④では18～39歳、AとBでは40～64歳、Cでは18歳未満がそれぞれ最も多く、18歳未満および18～39歳ではC、40～64歳ではB、65歳以上ではAとBがそれぞれ最も多くなっています。

■区分別年代別療育手帳所持者数

(単位：人)

	区分				
	④	A	B	C	合計
18歳未満	29	25	33	87	174
18～39歳	52	41	62	64	219
40～64歳	45	59	83	18	205
65歳以上	10	21	21	1	53
合計	136	146	199	170	651

資料：福祉課（令和2年9月末時点）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の令和2年9月末時点での精神障害者保健福祉手帳所持者数は673人で、等級では2級が430人(63.9%)で最も多くなっています。

平成27年からの5年間の推移をみると、合計では193人(40.2%)増加しました。等級では2級の増加(117人、37.4%)と3級の増加(62人、56.4%)が大きくなっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	等級			
	1級	2級	3級	合計
平成27年	57	313	110	480
平成28年	57	346	115	518
平成29年	59	362	115	536
平成30年	63	385	147	595
令和元年	67	420	168	655
令和2年	71	430	172	673

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

年代別にみると、平成27年以降の各年とも、40～64歳が最も多く、令和2年は342人で50.8%を占めています。

平成27年からの5年間の推移をみると、40～64歳の98人(40.2%)の増加、65歳以上の45人(56.3%)の増加が数では大きくなっています。

■年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	年代				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成27年	9	147	244	80	480
平成28年	10	156	264	88	518
平成29年	11	164	266	95	536
平成30年	13	179	299	104	595
令和元年	13	188	339	115	655
令和2年	11	195	342	125	673

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和2年は9月末時点）

等級別年代別にみると、1級では40～64歳が最も多く、2級では40～64歳、3級では40～64歳が最も多くなっています。

また、各年代とも最も多い等級は2級となっています。

■等級別年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	等級			
	1級	2級	3級	合計
18歳未満	3	5	3	11
18～39歳	11	109	75	195
40～64歳	29	233	80	342
65歳以上	28	83	14	125
合計	71	430	172	673

資料：福祉課（令和2年9月末時点）

第3章 計画の見直しの基本的考え方と施策の展開

第1節 計画の見直しの基本目標と施策の方向

第4期行田市障がい者計画においては基本目標として以下の4つを設定して施策を体系化し、その総合的な推進を図ることとしています。

今回の計画の見直しでは、そのうち☆表示がある基本目標Ⅰの施策の方向「福祉サービスの充実」について、サービス量等の見込などを見直しています。

基本目標Ⅰ

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために

障害のある人が、住み慣れた身近な地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるよう、一人一人の生活実態やニーズに即した福祉サービスの充実に努めるとともに、そうしたサービスに関する情報提供体制や相談体制の整備を進めます。

また、障がい者への災害発生時の支援や犯罪被害の防止など、地域で安心・安全に暮らすことのできる防災・防犯対策を推進します。

施策の方向

1. 福祉サービスの充実☆

第5期行田市障がい福祉計画および第1期行田市障がい児福祉計画

↓見直し

第6期行田市障がい福祉計画および第2期行田市障がい児福祉計画

2. 相談体制の充実
3. 保健・医療の充実
4. 住まいの確保と整備
5. 防災・防犯対策の推進
6. 福祉施設の整備

基本目標Ⅱ

自立に向けた力をつけるために

心身の発達に不安や障がいのある子どもたちが、早い段階から適切な療育や保育を受けられるよう、保健・医療と連携した支援に努めます。また、特別な支援を必要とする子どもたち一人一人の障がいの状況や特性に合わせて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的な社会参加と自立につながるよう、障がい児教育を充実させていくとともに、障がいや病気等のない子どもとともに学ぶことや、交流を促進します。

更に、学齢期以降も自分の興味や関心のある分野について学んだり、スポーツ・レクリエーション活動へ参加することができるよう、生涯を通じた学びの場や機会の確保に努めます。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 療育・保育・就学前教育の充実 2. 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応 3. 生涯学習活動の振興
-------	--

基本目標Ⅲ	<p>社会参加と仕事をしていくために</p> <p>障がいのある人が、その人に合った形で、自身の能力・個性を発揮しながらいきいきと働くことができるよう、多様な就労の機会の拡充を図るとともに、障がいのある人による、その他のさまざまな社会参加活動を支援していきます。</p> <p>また、社会参加のための条件を整備していくよう、「福祉のまちづくり」（障がい等に配慮した施設や公共交通のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進）や、障がいのある人が必要な情報を手に入れることができるようなコミュニケーション支援などの「情報のバリアフリー化」に努め、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。</p>
-------	--

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就労の支援 2. 社会参加活動の促進 3. 施設・公共交通のバリアフリー化 4. 情報・コミュニケーションのバリアフリー化
-------	---

基本目標Ⅳ	<p>「共生社会」の実現のために</p> <p>社会から「意識上の障壁」を取り除いて、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会（同等の権利をもつ社会の一員として、生活を営み、行動できる社会）」の実現を目指します。</p> <p>全ての人の「心のバリアフリー」を実現するため、障がいのある人とない人がお互いに理解しあう大切なきっかけとなる交流を促進するとともに、ボランティア活動や障がいへの正しい理解を深めるための意識啓発を推進します。</p> <p>また、障がいのある人がその権利を侵害されないことがないよう、権利擁護のための施策の充実を図ります。</p>
-------	--

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心のバリアフリーの実現 2. ボランティア活動の推進 3. 権利擁護施策の推進
-------	--

第2節 施策の展開（福祉サービスの充実）

（1）国指針で掲げる令和5（2023）年度の数値目標の設定

第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画において、国が示す基本指針に掲げられた成果目標について、本市では以下のとおりに設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減。 当該目標の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

■数値目標

施設入所者			地域生活移行者
令和元年度末 入所者数	令和5年度末 目標値	削減見込数	
72	—	—	5

■目標値達成に向けた方策

施設入所者の地域生活への移行が円滑に進むよう、地域における障がいおよび障がい者に関する理解の促進を図ります。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平均生活日数に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 退院率に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

埼玉県で設定することとなっています。

■目標値達成に向けた方策

数値目標は埼玉県で設定することとなっていますが、活動指標となる以下の項目について市で設定し、取り組んで参ります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	開催回数 (回)	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	参加者数 (人)	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定の有無	無	無	有
	実施回数 (回)	0	0	1
精神障害者の地域移行支援	人	2	3	4
精神障害者の地域定着支援	人	5	7	10
精神障害者の共同生活援助	人	32	35	37
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	1

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	・令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
県の考え方	・国基本指針のとおり。

■数値目標

地域生活支援拠点等の確保・充実		年1回以上の運用状況の検証・検討	
令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	令和元年度末 実績値	令和5年度末 実績値
0	1	無	有

■目標値達成に向けた方策

令和5年度末までに1箇所の支援拠点の設置を目指し、周辺自治体との連携も視野に、先進事例等について調査・研究し、検討を進めます。

④福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 ・就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指す。 ・障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 ・一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
--------	---

県の考え方	・国基本指針のとおり。
-------	-------------

■数値目標

一般就労移行者数		(就労移行支援事業) 一般就労移行者数		(就労継続支援 A 型) 一般就労移行者数	
令和元年度末 実績数	令和 5 年度末 目標値	令和元年度末 実績数	令和 5 年度末 目標値	令和元年度末 実績数	令和 5 年度末 目標値
18	26	17	23	1	2

(就労継続支援 B 型) 一般就労移行者数		就労定着支援事業 利用者数	就労定着支援 事業所数	就労定着率 8 割以上 の就労定着支援 事業所数
令和元年度末 実績数	令和 5 年度末 目標値	令和 5 年度末 目標値	令和 5 年度末 目標値	令和 5 年度末 目標値
0	1	19	1	1

■目標値達成に向けた方策

障がい者の雇用の拡大を図るために、企業を対象に、障がいおよび障がい者についての啓発活動を推進します。

また、ハローワーク等と連携し、就労を希望する障がい者への情報提供の充実に努めます。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援が受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

児童発達支援センターの設置数		重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	
		令和元年度末実績数	令和5年度末目標値
0	1	0	1

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	
令和元年度末実績数	令和5年度末目標値	令和元年度末実績数	令和5年度末目標値
0	1	0	1

■目標値達成に向けた方策

上記数値目標の達成に向けて、障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を図っていくとともに、同圏域の羽生市、加須市との協議も進めて参ります。

⑥相談支援体制の充実・強化等

■国の指針および埼玉県の方針

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

<p>専門的な相談支援の実施 地域の相談支援体制を実施する体制の確保</p>	
令和元年度末 実績数	令和5年度末 目標値
無	有

■目標値達成に向けた方策

上記数値目標の達成に向けて、関係機関との連携を図っていくとともに、同圏域の羽生市、加須市との協議も進めて参ります。

また、活動指標となる以下の項目についても市で設定し、取り組んで参ります。

相談支援体制の充実・強化等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	無	有
相談支援事業者に対する指導・助言 件数	件数 (件)	0	0	1
人材育成の支援件数	件数 (件)	0	0	1
連携強化の取組の実施回数	実施回数 (回)	0	0	1

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施		障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	
令和元年度末実績数	令和5年度末目標値	令和元年度末実績数	令和5年度末目標値
無	有	無	有

■目標値達成に向けた方策

令和5年度末までに検証の実施と体制の構築を目指し、検討を進めます。
また、活動指標となる以下の項目についても市で設定し、取り組んで参ります。

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数	参加者数 (人)	1	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	実施の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	実施回数 (回)	0	0	1

⑧発達障害者等に対する支援

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> • 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。 • 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 • 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 国基本指針のとおり。

■数値目標

発達障害者等に対する支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人)	3	5	5
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	0	1	1
ピアサポートの活動への参加者人数	参加者数 (人)	3	5	5

■目標値達成に向けた方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の啓発活動を推進して参ります。

(2) 障がい福祉サービスおよび障がい児福祉サービス

①サービスの体系

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

自立支援給付	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労定着支援 ・ 短期入所（福祉型・医療型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 療養介護
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助 ・ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的活動支援事業 ・ 成年後見制度*利用支援事業 ・ 日常生活用具*給付等事業 ・ 移動支援事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 巡回支援専門員整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 知的障害者職親委託制度

■児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス

障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援 	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 	

②訪問系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がい者（児）の外出に同行して、代筆や代読を含む移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	知的障がい者や精神障がい者で、自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■ 5期計画実績

訪問系サービス	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	合計時間数（時間／月）	2,000	2,147	2,100	2,135	2,200
	人数（人／月）	90	103	95	98	100
重度訪問介護	合計時間数（時間／月）	4,100	4,408	4,100	4,812	4,350
	人数（人／月）	14	17	14	18	15
同行援護	合計時間数（時間／月）	350	398	350	417	350
	人数（人／月）	14	17	14	27	14
行動援護	合計時間数（時間／月）	200	230	200	117	200
	人数（人／月）	10	11	10	10	10
重度障害者等 包括支援	合計時間数（時間／月）	0	0	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0	0	0
合計	合計時間数（時間／月）	6,650	7,183	6,750	7,481	7,100
	人数（人／月）	128	148	133	153	139

■ 6期計画見込み

訪問系サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	合計時間数（時間／月）	2,310	2,420	2,530
	人数（人／月）	105	110	115
重度訪問介護	合計時間数（時間／月）	4,640	4,930	5,220
	人数（人／月）	16	17	18
同行援護	合計時間数（時間／月）	400	425	450
	人数（人／月）	16	17	18
行動援護	合計時間数（時間／月）	200	200	200
	人数（人／月）	10	10	10
重度障害者等 包括支援	合計時間数（時間／月）	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0
合計	合計時間数（時間／月）	7,550	7,975	8,400
	人数（人／月）	147	154	161

③日中活動系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能向上などのために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 雇用契約を結ぶことを基本とするA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図ります。 第5期計画で新たに加わったサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の援助を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障がい者支援施設等で実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■ 5期計画実績

日中活動系サービス	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	合計日数 (人日/月)	3,800	3,787	3,900	3,524	3,900
	人数 (人/月)	190	189	195	193	195
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	40	0	40	26	40
	人数 (人/月)	2	0	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	300	253	320	113	340
	人数 (人/月)	15	12	16	8	17
就労移行支援	合計日数 (人日/月)	800	545	900	403	1,000
	人数 (人/月)	40	29	45	29	50
就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	340	303	380	430	420
	人数 (人/月)	17	15	19	22	21
就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	2,400	2,047	2,500	2,190	2,600
	人数 (人/月)	120	111	125	126	130
就労定着支援	人数 (人/月)	3	0	5	3	10
療養介護	人数 (人/月)	6	5	6	6	6
短期入所 (福祉型)	合計日数 (人日/月)	125	152	150	76	175
	人数 (人/月)	25	24	30	14	35
短期入所 (医療型)	合計日数 (人日/月)	50	15	50	10	50
	人数 (人/月)	10	6	10	4	10

■ 6期計画見込み

日中活動系サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	合計日数 (人日/月)	4,000	4,100	4,200
	人数 (人/月)	200	205	210
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	40	40	40
	人数 (人/月)	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	200	200	200
	人数 (人/月)	10	10	10
就労移行支援	合計日数 (人日/月)	600	660	700
	人数 (人/月)	30	33	35
就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	460	500	540
	人数 (人/月)	23	25	27
就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	2,700	2,800	2,900
	人数 (人/月)	135	140	145
就労定着支援	人数 (人/月)	13	15	20
療養介護	人数 (人/月)	6	6	6
短期入所(福祉型)	合計日数 (人日/月)	200	225	250
	人数 (人/月)	40	45	50
短期入所(医療型)	合計日数 (人日/月)	50	55	55
	人数 (人/月)	10	11	11

④居住系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 第5期計画で新たに加わったサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談対応や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■5期計画実績

居住系サービス	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自立生活援助	人数 (人/月)	5	0	5	0	5
共同生活援助 (グループホーム)	人数 (人/月)	90	75	95	88	100
施設入所支援	人数 (人/月)	75	72	75	70	75

■6期計画見込み

居住系サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数 (人/月)	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	人数 (人/月)	105	110	115
施設入所支援	人数 (人/月)	75	75	75

⑤相談支援

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際に一人ひとりに合わせた「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や、入院している精神障がいのある人に対し、住まいの確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	一人暮らし等の障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急事態に際して、相談や訪問を行います。

■5期計画実績

相談支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人数 (人/年)	450	955	460	944	470
地域移行支援	人数 (人/年)	5	2	5	4	5
地域定着支援	人数 (人/年)	5	22	5	35	5

■6期計画見込み

相談支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数 (人/年)	950	960	970
地域移行支援	人数 (人/年)	5	5	5
地域定着支援	人数 (人/年)	30	30	30

⑥障がい児に対する福祉サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、児童発達支援センター等の児童福祉施設等において、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を、医療型の児童発達支援センター等の施設において、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供し、自立の促進と放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員や保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。 平成 28 年の児童福祉法の改正により、乳児院や児童養護施設に入所している児童も対象に含まれることになりました。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。 第 1 期障害児福祉計画で新たに加わった障がい児に対するサービスです。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの支給決定を行う際に「障がい児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るために、コーディネーターを配置します。 第 1 期障害児福祉計画で新たに加わった障がい児に対するサービスです。

■ 1 期（障がい児福祉）計画実績

障がい児福祉 サービス	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	合計日数（人日／月）	110	200	120	218	130
	人数（人／月）	22	34	24	44	26
医療型児童発達 支援	合計日数（人日／月）	20	0	20	0	20
	人数（人／月）	1	0	1	0	1
放課後等デイ サービス	合計日数（人日／月）	1,320	1,493	1,380	1,377	1,440
	人数（人／月）	110	127	115	137	120
保育所等訪問 支援	合計日数（人日／月）	2	0	2	0	2
	人数（人／月）	1	0	1	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	合計日数（人日／月）	2	2	2	0	2
	人数（人／月）	1	1	1	0	1
障がい児相談 支援	人数（人／年）	125	290	130	354	135
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人数（人／年）	0	0	0	0	1

■ 2期（障がい児福祉）計画見込み

障がい児 福祉サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	合計日数（人日／月）	220	240	260
	人数（人／月）	44	48	52
医療型児童発達 支援	合計日数（人日／月）	20	20	20
	人数（人／月）	1	1	1
放課後等デイ サービス	合計日数（人日／月）	1,560	1,620	1,680
	人数（人／月）	130	135	140
保育所等訪問 支援	合計日数（人日／月）	2	2	2
	人数（人／月）	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	合計日数（人日／月）	2	2	2
	人数（人／月）	1	1	1
障がい児相談 支援	人数（人／年）	350	355	360
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人数（人／年）	0	0	1

⑦地域生活支援事業

■サービスの種類と内容【必須事業】

種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るために、地域住民を対象に障がい者等に対する理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域の住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉法人等の法人に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理等を習得できる研修等を行います。
意思疎通（コミュニケーション）支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆者等の派遣等を行い、円滑な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することなどにより、生活の利便性を向上します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者への支援を行うために、日常会話程度の手話技術を習得するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の地域での交流などを支援します。

■ 5期計画実績

地域生活支援事業 【必須事業】		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実施見込み箇所数	4	2	4	2	4
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	設置の有無	有	有	有	有	有
	要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具等	給付件数	40	43	40	33	40
	排せつ管理支援用具	給付件数	1,300	1,355	1,350	1,455	1,400
手話奉仕員養成研修事業		利用者数(人/年)	20	23	20	20	20
移動支援事業		利用者数(人/年)	580	714	590	548	600
		延べ利用時間(時間/年)	6,700	8,567	6,800	6,657	6,900
地域活動支援センター		利用者数(人/年)	310	355	315	319	320
		延べ利用時間(時間/年)	6,200	6,744	6,300	5,719	6,400

■ 6期計画見込み

地域生活支援事業 【必須事業】		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実施見込み箇所数	4	4	4
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	設置の有無	有	有	有
	要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具等	給付件数	40	42	44
	排せつ管理支援用具	給付件数	1,450	1,500	1,550
手話奉仕員養成研修事業		利用者数 (人/年)	20	20	20
移動支援事業		利用者数 (人/年)	610	620	630
		延べ利用時間 (時間/年)	7,000	7,100	7,200
地域活動支援センター		利用者数 (人/年)	325	330	335
		延べ利用時間 (時間/年)	6,500	6,600	6,700

■サービスの種類と内容【任意事業】

種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴のサービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
巡回支援専門員整備	発達障がいに関する知識を有する専門員が保育所などを巡回し、障害が気になる段階から支援を行うための体制整備を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立を図るため、一定期間、知的障がい者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

■5期計画実績

地域生活支援事業 【任意事業】	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	4	4	4	5	4
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	25	25	28	26	30
巡回支援専門員整備	実施箇所数（箇所）	10	7	10	—	10
	実利用者数（人）	25	17	25	—	25
知的障害者職親委託	利用者数（人）	1	0	1	0	1

■6期計画見込み

地域生活支援事業 【任意事業】	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	4	4	4
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	26	28	30
巡回支援専門員整備	実施箇所数（箇所）	10	10	10
	実利用者数（人）	25	25	25
知的障害者職親委託	利用者数（人）	1	1	1

※令和元年度については新型コロナウイルス感染拡大前の令和2年1月までの実績値です。

第3節 計画の進行管理

今回見直した計画の期間は3年にわたるため、計画期間中にあっても適切な時期に個々の施策の推進状況を把握・評価し、必要に応じ見直しを進めることが重要となります。

このため、「障がい者計画進行管理委員会」の設置を継続し、委員会において施策の進行管理を図ります。

**第6期行田市障がい福祉計画
第2期行田市障がい児福祉計画**
～第5期行田市障がい福祉計画及び
第1期行田市障がい児福祉計画の見直し～

令和3年3月

編集・発行 行田市 健康福祉部福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

TEL : 048-556-1111

FAX : 048-554-6701